



環境省報道発表

令和4年5月11日（水）

北海道における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性事例 （野鳥国内79例目）に係る野鳥監視重点区域の解除について

<北海道同時発表>

1. 北海道むかわ町における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内79例目）を受け、令和4年4月15日（金）に野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. その後、当該区域内において野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年5月10日（火）24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線6470）
室長補佐：村上 靖典（内線6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線6473）
係 長：福田 真（内線6670）

■ 経緯

- 4月12日（火） ・ 北海道むかわ町でクマタカ1羽の衰弱個体を回収。その後、13日に死亡
- 4月15日（金） ・ 遺伝子検査を実施した結果、A型鳥インフルエンザウイルス遺伝子の陽性反応を確認
 - ・ 回収地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 4月18日（月） ・ 国立環境研究所において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）を検出（野鳥国内79例目）
- 4月19日（火） ・ 北海道が野鳥緊急調査を実施
- ～4月21日（木）
- 4月22日（金） ・ 北海道大学でウイルス分離検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1亜型）を検出
- 5月10日（火） ・ 当該区域内において野鳥の大量死等の異常が確認されな
 - 24時 かったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※）

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を1日目として28日目の24時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を1日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を1日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を1日目とする

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和3年11月11日付けで「対応レベル3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上